

定 款

株式会社 I Dホールディングス

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 I D ホールディングスと称し、英文では ID Holdings Corporation と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

- (1) 電子計算機用インプットデータの作成、教育および技術者の派遣
- (2) コンピュータの運用、管理および情報システムの設計、開発、保守
- (3) 前号の事業に関する教育、コンサルティングおよび技術者の派遣
- (4) コンピュータを利用する計算作業等およびこれに関連する調査、資料の収集、作成、配送
- (5) コンピュータ、その周辺機器およびこれらに関連する消耗品の販売
- (6) 不動産の売買、賃貸借、仲介および不動産管理業
- (7) 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業ならびに生命保険の募集
- (8) 総合リース業
- (9) 農産物の生産、加工および販売
- (10) 飲食店および物販店の経営・企画・設計
- (11) 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、5,400 万株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 19 条 当会社の取締役は 9 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役、役付取締役およびグループ最高経営責任者)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名のほか、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

3 取締役会は、その決議によってグループ最高経営責任者 1 名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会決議の省略)

第 25 条 当会社は会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 29 条 当会社の監査役は 4 名とする。

(選任方法)

第 30 条

監査役は、株主総会の決議により選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令及び定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第 31 条

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第 32 条

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 33 条

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第 34 条

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報 酬)

第 35 条

監査役の報酬は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 36 条

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 6 章 会計監査人

(選任および任期)

- 第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。
- 2 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報 酬)

- 第 38 条 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

- 第 39 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

- 第 40 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当の基準日)

- 第 41 条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

- 第 42 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日とし、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

- 第 43 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
- 2 前項の金銭には利息を付けない。

(附則)

制定日 1969 年 10 月 20 日

改訂日 2025 年 6 月 20 日